

西宮市中途失明者点字等指導事業実施要綱

(目的)

第1条 中途失明者点字等指導事業は、中途失明の視力障害者に点字等を習得させ、視力障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 本事業の実施主体は、西宮市とする。ただし、事業の全部又は一部を西宮市視覚障害者福祉協会に委託することができる。

(対象者)

第3条 西宮市内在住の視力障害者を対象とする。ただし、点字指導は、盲学校、視覚障害者更生施設等において点字を習得する機会がなかった視力障害者を対象とする。

(点字等指導員の登録)

第4条 実施主体は、視力障害者の福祉に理解と熱意を有し、かつ点字などの訓練に必要な知識及び技能に熟達している者を指導員として選任し、あらかじめ登録しておくものとする。

(申込方法)

第5条 申込みは、実施主体へ申出るものとする。

(点字等指導の方法)

第6条 指導方法は、原則として講習会形式による。ただし、本人の申出があり、かつ実施主体が、講習会に出席することが困難であると認めるときは、指導員を当該家庭へ派遣できるものとする。

付 則

この要綱は、昭和56年9月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成26年4月11日から実施する。